## 品川区教育委員会会議記録

## 平成 25 年 第 15 回 定例会

場 所 教育委員室

期 日 平成 25 年 11 月 26 日

開会 午後4時00分

閉 会 午後5時15分

	委	員	長	鈴木 敏夫
	委員:	長職務代	理者	市川 信之助
出席委員	委		員	安 尾 久 子
	委		員	波 多 野   美 佳
	教	育	長	中島 豊
欠席委員				

	教	育	次	長	田 村	信二	
	庶	務	課	長	齋 藤	信彦	
出席職員	学	務	課	長	和 氣	正 典	
	指	導	課	長	渋 谷	正宏	
	品丿	川図	書館	長	中 元	康 子	

		運	営		
		び			
委	員	長		教	育
長	報	告	事	項	等

署名委員に安尾委員、波多野委員を指名。

件名	日程第1 第36号議案 品川区教育委員会の教育目標および基本方針について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員D) ・ 改正した教育目標および基本方針は、平成26年4月1日から適用とのこ とだが、以後、何年程度適用するのか。
	(庶務課長) ・ 改正した教育目標および基本方針は、軽微な文言整理を除き、原則的には5年間の適用を考えている。品川区長期基本計画が、平成26年度から後半の5年目を迎えるため、この計画に沿うように改正を検討していく予定である。
事務局説明	<ul> <li>(教育次長)</li> <li>品川区長期基本計画は10年間の計画を示しており、平成26年度から後半の5年目を迎え、区でも様々な見直しを行っている。改正した教育目標および基本方針も、区の計画に合わせた形で、今後、5年間の適用でスタートしていきたいと考えている。また、今回の改正は、英語教育の充実やオリンピック開催に伴うグローバル人材の育成、また、教育委員会で制定した各宣言文など具体的な内容を盛り込んでいる。しかし、国が道徳の教科書作成や英語教育の指標などについて検討しているため、動向を注視しつつ、必要に応じて見直しが必要になってくることもある。</li> </ul>
	(委員B) ・ 今までの教育目標および基本方針は、内容が漠然としており、相手に 内容が伝わりにくかった。今回の改正により、教育目標が具体化され、 また、基本方針でさらに詳細を記すことにより、何をどうしたいかが明 確となり、品川区らしさが出ていると感じた。
委員意見要旨	(委員A) ・ 改正した教育目標は、1つの項目の文章が長く感じるが、誰に何を伝えたいかが非常に明確になった。また、教育目標と基本方針の整合性も保たれていると感じた。
	(委員D) ・ 改正した教育目標は、1つの項目の文章が長い印象がある。しかし、今までの教育目標に記載のなかった「健康・体力」の項目が新規に追加されたことは非常に良いことだと思う。また、今まではジョイント期カリキュラムについての記載が、基本方針で1つの項目として挙げられていたが、一定程度普及してきたこともあり、「学力の定着と向上」の中にまとめたことは評価できる。
	(委員 C)

	<ul><li>今までは内容が抽象的な表現が多かったが、改正した教育目標および基本方針は、非常に内容が具体的となり理解しやすくなった。また、後半の5年目を迎える品川区長期基本計画での見直し部分も含まれており、整合性がとれていると感じた。</li></ul>
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第37号議案 品川区文化財保護審議会委員の選任について
担当課説明等	(庶務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<ul> <li>(委員B)</li> <li>10名の委員のうち、1名が新たに選任されたとのことだが、その理由はどういったことによるものか。</li> <li>(委員A)</li> <li>委員は再任している方が多いとのことだが、どの程度の期間、委員を務めているのか。</li> </ul>
事務局説明	<ul> <li>(庶務課長)</li> <li>今回、新たに1名の委員が選任された理由は、前任者が体調を崩したことによるものである。前任者は、継続して委員を続ける意思があったが、体調が回復しないこともあり、同大学の後継者を紹介してくださることとなった。</li> <li>文化財保護審議会委員は専門性が求められるため、委員の大半が再任をしている。委員年数としては、坂詰秀一先生は34年、北原進先生は14年、池上裕子先生は16年、佐藤高先生は12年、福田アジオ先生は18年、松尾美惠子先生は4年、馬場憲一先生は12年、佐藤成順先生は15年、文化財保護審議委員を務めている。</li> </ul>
委員意見要旨	特になし
議事結果	原案可決

件名	日程第1 第38号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について 第39号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<ul> <li>(委員D)</li> <li>特別区人事委員会勧告の改正により、固有教員は、都費の教員と同様の給料表となるのか。</li> <li>(委員E)</li> <li>今回の改正により、住宅手当の支給要件として、持ち家の居住者は支給対象外となるのか。また、借家、借間に該当する教職員は何割程度いるのか。</li> <li>(委員D)</li> <li>住居手当制度の改正により、持ち家の居住者は対象外とのことだが、住宅ローンを抱えている方も支給されないのか。</li> <li>(委員E)</li> <li>人事委員会勧告の改正内容は、今後、幼稚園や固有教員へどのように周知するのか。</li> </ul>
事務局説明	<ul> <li>(指導課長)</li> <li>特別区人事委員会勧告の改正により、東京都人事委員会勧告に沿った改正となるため、固有教員は、都費の教員と同様の給料表となる。</li> <li>今回の住宅手当の支給要件として、借家、借間の居住者は従来通り支給対象であるが、持ち家の居住者は対象外となった。また、借家、借間の該当者は、特別区職員全体の26%を占めている。</li> <li>住居手当制度の改正により、住宅ローンを抱えている方であっても、持ち家の居住者であれば支給対象外となる。住宅手当の制度は、昭和45年に導入されたが、平成21年度に国は廃止し、東京都においても平成24年度に廃止となった。これに伴い、特別区も一部見直しを行い、今回、持ち家の居住者は住宅手当が支給されないことになった。</li> <li>(教育次長)</li> <li>住居手当制度改正の根底には、若年層への配慮がある。特に、新規採用者などは、民間企業と比較するとまだまだ給料が少額なところものである。</li> <li>人事委員会勧告の改正に伴い、今回、ご審議いただいている幼稚園および固有教員に係る給与に関する条例改正を行う。その後、区議会へ報告し公布することにより周知を図ることになる。なお、人事委員会の勧告は制度であるため、給料表については平成26年1月1日、住宅手当については平成26年4月1日より自動的に適用されることになる。</li> </ul>
委員意見要旨	特になし

議事結果 原案可決

	日程第2 報告事項
件名	平成26年度抽選校の結果について
担当課説明等	(学務課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	<ul> <li>(委員C)</li> <li>・ 小学校および中学校から私立の学校に通う割合はどの程度か。</li> <li>・ 学区域の児童を受け入れるにあたり、城南小学校については、クラス数の増設は難しいとのことだが、他の学校の場合は対応が可能なのか。</li> <li>(委員D)</li> <li>・ 結果抽選枠がマイナスとなる学校数は、例年、これほど多かったか。</li> <li>(委員C)</li> <li>・ 抽選校となる学校が増加しているということは、学校ごとの特色が表れてきたということか。</li> <li>(委員E)</li> <li>・ 学区域の児童を受け入れるにあたり、芳水小学校、第三日野小学校はクラス数の増設などで受け入れ可能とのことだが、城南小学校はどのように対応するのか。</li> <li>・ 昨年度、兄弟枠で同じ学校に入学できなかったケースはあるのか。</li> </ul>
事務局説明	<ul> <li>(学務課長)</li> <li>私立の学校に通う割合は、学区域によって異なるが、小学校からは約30%となっている。</li> <li>・ 学区域の児童は必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。城南小学校も含め、他の学校についてもクラス数の増設や空き教室などを利用して対応していく。</li> <li>・ 結果抽選枠がマイナスとなる学校数は、平成26年度は非常に多い。抽選校になる学校に目立って、住民基本台帳生が増加しておる。時下、小学校については、24名の新1年生が増加しておる。野学園(第二日野小学校には、24名帳上の人数は増加していないが、5野学園(第二日野小学校)に抽選でも入学での結果、結果抽選枠がマイナスとなる場合においる。と保護者イナスとなっている。近年、品川区全体において、8世界中心に別で第二日野小学校でまる個向の大きないて、12をでいたは、12をでいるのでは、12をでいたのでは、2をでいるのでは、2をででいては、2をででいるのでは、2をででいては、2をででいては、2をででいては、2をででいては、2をででいては、2をででいては、2をででいる。また、1をででいるとは表えられる。</li> <li>・ 神区域の児童を受け入れるにあたり、城南小学校を含め、様々な角度がより学区域の児童を受け入れるにあたり、城南小学校を含め、様々な角度がより学区域の児童を受け入れるにあたり、城南小学校をおが増加している要を受け入れた対するシュミレーションを行っている。 実際に受るがが増加している要を受け入れており、場前の児童を受け入れており、場前の児童を受け入れない。場前の児童を発行していては、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。施設的児童・生徒については、必ず当該区域の学校に受け入れなければならない。2をできないでもないでもないできないできないでもないできないできないできないできないできないの児童・生徒については、必ず当該区域の学校に対していては、必ず当該区域の学校に対しているの児童・生徒については、必ず当該区域の学校に対しているの児童・1をできないでは、1をできないできないでは、1をできないではないでは、1をできないでは、1をできないでは、1をできないでは、1をできないでは、1をで</li></ul>

	どして対応しなければならない。それでも対応できない場合は、仮設教室を作ることも考えなければならないこともある。クラス数の増加については悩ましいところもあるが、区としては、児童・生徒数が増加していることは、品川区での子育て環境や教育施策が一定程度評価されている結果と受け止め、今後も真摯に対応していきたい。  (学務課長) ・ 昨年度、兄弟枠で抽選となった児童・生徒は、全員同じ学校に入学することができた。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承